

動物の返還等に関する実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）及び川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年川崎市規則第33号）に定めがあるもののほか、犬及び猫並びにこれらに類する小動物（以下「犬、猫等の動物」という。）に関して徴収する実費について定めるものとする。

(実費)

第2条 次の各号に定めるところにより実費を徴収するものとする。

(1) 犬、猫等の動物を飼い主から返還の申請があった場合の収容した日の翌日から返還する日までの飼養管理に要する費用

1日1頭又は1匹につき 1,000円

(2) 犬の飼い主から狂犬病鑑定の申請があった場合の収容した日の翌日から返却する日までの飼養管理に要する費用

1日1頭又は1匹につき 1,000円

(3) 犬、猫等の動物の飼い主からの申請による返還に要する費用

1頭又は1匹につき 3,000円

附 則

1 この要綱は、昭和50年6月1日から施行する。

(飼い犬等の引渡し実施要綱の一部改正)

2 飼い犬等の引渡し実施要綱（昭和49年川衛庶第1391号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附 則（昭和53年川衛庶第725号の2）

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年川衛庶第334号）

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年川衛庶第244号）

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成8年川衛環食第957号）

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年川健生第1071号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（30川健生第 号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。